

自宅外通学に係る主な不備の例と対応方法

項番	項目	不備内容	対応方法
1	様式35（自宅外通学となった日等の確認）	給付様式35の記載内容（自宅外への入居日・契約期間・家賃発生年月日）に整合性がとれない。	自宅外証明書類の記載と給付様式35の記載を一致させて提出してください。 「契約期間」は契約書に記載された期間、「自宅外への入居日」は実際に自宅外住所に入居された日をご記入ください。 「家賃・寮費発生年月日」はフリーレント期間がある場合を除き、契約期間開始日となります。
2	様式35（自宅外通学となった日等の確認）	自宅外住所が自宅外証明書類の写し等と異なる。	賃貸借契約書や入寮証明書等の自宅外証明書類に記載の住所を記入してください。
3	様式35（生計維持者欄）	様式35に記載された生計維持者と届出済の生計維持者が異なる。	様式35の提出時点で機構に届出済の生計維持者を記入してください。 直近の在籍報告で生計維持者の変更を届け出た場合は、その旨様式35の余白にご記載ください。
4	様式35（キャンパス住所）	キャンパス住所記載なし。	通学しているキャンパス住所を記入してください。 複数のキャンパスに通学している場合は主として通学しているキャンパス住所を記入してください。
5	様式35（自宅外要件⑤）	学業に関連した事情の記載がない。	学業に関連した事由の記載がない場合、自宅外通学は認められません。 学業に関連したやむを得ない事情がある場合はその旨様式35に記入してください。

6	証明書類 (賃貸借契約)	賃貸借契約書の代わりに重要事項説明書のみ又は保証委託契約書のみを提出した。	必ず賃貸借契約書を提出してください。 重要事項説明書又は保証委託契約書のみでは賃貸借契約書の代わりの書類として審査できません。 ※重要事項説明書は契約締結前に交付される書類のため、契約を交わし自宅外住所に入居している証明にはなりません。 ※保証委託契約書は家賃の引落等についての契約書であるため、自宅外へ入居している証明として認められません。
7	証明書類 (賃貸借契約)	貸主・借主等の記載が確認できない。	貸主・借主が確認できる賃貸借契約書の写しを併せて提出してください。
8	証明書類 (賃貸借契約)	生計維持者と別居の確認ができない。 (賃貸借契約書に同居者として本人氏名が記載されている。)	賃貸借契約書に加えて、本人と生計維持者が同居していないことを証明する書類(居住証明書)を提出してください。
9	証明書類 (賃貸借契約)	賃貸借契約書の追記・修正部分に奨学生本人の訂正印が押印されている。	賃貸借契約書を含む自宅外証明書類の追記・修正部分については、貸主又は不動産業者による訂正印が必要です。
10	証明書類 (学校の寮)	入寮証明書に入寮日や寮住所や寮費等の記載がない。	入寮日や住所等が記載された書類(入寮の規則やパンフレットの写し等)を、入寮証明書と併せて提出してください。
11	証明書類 (学校の寮)	入寮証明書に寮費(部屋代)の記載がない。	部屋代としての寮費が確認できる書類(寮のパンフレットも可)を提出してください。
12	証明書類 (家賃の負担の確認)	奨学生本人又は生計維持者の家賃の負担が確認できない。	賃貸借契約書の借主が第三者の場合(自宅外の区分がC又はDの場合)、本人又は生計維持者が家賃を負担している証明が必要です。 領収書又は支払実績証明書を提出してください。
13	証明書類 (家賃の負担の確認)	領収書の記載事項に不備がある。	領収書には、宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日の確認が必要が必要です。

14	証明書類 (家賃の負担の確認)	家賃の負担の証明が給付始期のものではない。	給付始期から自宅外通学をしている場合は、給付始期の月において家賃を負担していることの証明が必要です。 (途中から自宅外通学を開始した場合は、自宅外通学を開始した月のものが必要。)
15	証明書類 (契約期限が切れている場合の追加書類)	自動更新と記載された賃貸借契約書のみ提出した。	自動更新の旨記載された賃貸借契約書では契約期間を更新した証明になりません。 奨学生本人名義の光熱費等公共料金の領収書又は家賃の領収書を提出してください。 (契約期間を更新した月以降のもの)
16	証明書類 (契約期限が切れている場合の追加書類)	公共料金の領収書ではなく、請求書を提出した。	請求書では不備になります。 必ず領収書を提出してください。
17	証明書類 (居住証明書等別居の証明)	居住証明書の発行者(証明者)が賃貸借契約書に記載の業者ではない。	賃貸借契約書の記載とは異なる業者が発行者(証明者)となっている場合は、貸主又は仲介業者等の変更のお知らせ等の貸主又は仲介業者が変更したことが分かる書類を併せて提出してください。